

令和6年4月からの特定工事請負契約の作業報酬下限額を決定しました

令和6年3月26日（火）に開催された令和5年度第2回川崎市作業報酬審議会において、契約により市の事務又は事業の実施に従事する者に支払われる「特定工事請負契約の作業報酬下限額」について全会一致で決議され、その内容について、同日、川崎市へ答申されました。

川崎市では、答申を踏まえ、「特定工事請負契約の作業報酬下限額」を次のとおり定め、令和6年4月1日（月）に告示いたしました。

1 答申された内容

作業報酬下限額（川崎市契約条例第7条第1項第1号に掲げる特定工事請負契約に従事する者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額）について

2 本市で決定した「作業報酬下限額」

答申で示された「作業報酬下限額」（別紙）のとおり

3 施行日

令和6年4月1日（月）

施行日以降に公告する川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約について適用します。

【問合せ先】

川崎市財政局資産管理部契約課 吉留
電 話 （044）200-2096
F A X （044）200-9901

別紙: 特定工事請負契約の作業報酬下限額

施行日以降に公告する特定工事請負契約から適用する。

ただし、施行日より前に公告し、かつ、施行日以降に契約を締結する案件のうち、令和5年3月の公共工事設計労務単価で積算し、契約締結後に令和6年3月の公共工事設計労務単価に基づき変更契約を締結する案件については、当該作業報酬下限額を適用する。

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	3,278
普通作業員	2,910
軽作業員	1,978
造園工	2,898
法面工	3,439
とび工	3,600
石工	3,588
ブロック工	3,324
電工	3,186
鉄筋工	3,335
鉄骨工	3,220
塗装工	3,761
溶接工(機械工)	3,979
運転手(特殊)	3,450
運転手(一般)	2,898
潜かん工	4,025
潜かん世話役	4,784
さく岩工	4,083
トンネル特殊工	4,324
トンネル作業員	3,370
トンネル世話役	4,416
橋りょう特殊工	3,749
橋りょう塗装工	3,864
橋りょう世話役	4,324
土木一般世話役	3,611

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
高級船員	4,198
普通船員	3,381
潜水士	5,325
潜水連絡員	3,853
潜水送気員	3,703
山林砂防工	3,531
軌道工	6,072
型わく工	3,439
大工	3,301
左官	3,439
配管工	2,944
はつり工	3,278
防水工	3,600
板金工	3,646
サッシ工	3,439
内装工	3,646
ガラス工	3,439
建具工	2,956
ダクト工	2,990
保温工	3,002
設備機械工	3,036
交通誘導警備員A	2,162
交通誘導警備員B	1,909
電気通信技術者	4,175
電気通信技術員	2,806
機械設備製作工	3,439
機械設備据付工	3,255